

役員報酬及び費用に関する規程

平成 24 年度 4 月 1 日制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人全国住宅供給公社等連合会（以下「連合会」という。）の役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、連合会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であってその名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報 酬)

第 3 条 連合会の役員は、原則として無報酬とする。

2 前項にかかわらず、会員以外の学識経験者から選任された役員にあつては、職務執行の対価として、連合会の資産及び収支の状況並びに会員法人の支給状況等を勘案のうえ、報酬を支給することができる。

3 前項の報酬は、次に定める報酬限度額の範囲内とする。

- (1) 常勤役員の報酬限度額 年額 6,500,000 円
- (2) 非常勤役員の報酬限度額 年額 1,000,000 円

4 役員には、役員賞与を支給しない。

(報酬の額の決定)

第 4 条 報酬の額は、前条第 3 項により定めた報酬限度額の範囲内で、理事会の承認を得て、別に定める。

(報酬の支給)

第 5 条 報酬の支給日及びその支給方法は、事務局職員の就業及び給与等に関する規程に準じて行う。

(費用)

第6条 連合会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、その請求をもって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。その計算及び支払方法等については事務局職員の就業及び給与等に関する規程に準じて行う。

(退職金等)

第7条 連合会は、役員に対して、退職に際し退職金及びその他慰労金等の一時金を支給しない。ただし、「旧役員退職慰労金支給基準」により、平成21年3月31日に債務が確定された未払退職金は、当該役員が退職したときに支給する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議を経て、社員総会の決議による。

附 則

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。